

試験日	2024年2月17日
入試種別	大学院（修士課程）入学試験
学部・研究科	法学研究科
科目名	行政法
解答例又は採点時の評価ポイント	
<p>&lt;採点時の評価のポイント&gt;</p> <p>問題1は、最高裁判所の判例を中心に、行政機関の裁量権の行使について司法審査が行われた重要事案についてどのような判断枠組みがとられ、どのような審査結果が示されたのかを正確に把握できていることが基本となる。そのうえで、とりわけ平成10年代半ば頃以降、最高裁判例におけるいわゆる判断過程審査の発展がみられるところであり、それがどのような意義を有するものか、またどのような課題が指摘されているかを踏まえて評価することが期待される。</p> <p>問題2は、行政法の総論分野で取り上げられる典型的な重要論点である。個別の事案になるが、この問題につき、近年における重要判例として最判令和3年6月4日民集75巻7号2963頁があり、そこでどのような判断基準が用いられ、どのような事項につきどのような評価がなされたうえで結論が出されているのか等を、従来の判例・学説からの展開もふまえつつ検討することが期待される。</p> <p>問題3は、現代行政における実務的な課題ともなっている行政指導の実効性確保に関し、現に取られつつある手段と、法的観点から評価する場合のその限界について論じることを求めるものである。「古典的」な手法としては、許認可の留保や給付拒否の許容性について言及することが想定されるが、より現代的な手法としては、行政指導への不服従事実の公表の許容性についての評価を行うことが期待される。</p> <p>問題4では、行政事件訴訟法の2004年改正前後からの原告適格に関する判例の変化について、重要な事案における判例の判断を正確に把握したうえで評価を示すことが求められる。取消訴訟の原告適格について柔軟な判断をしたと評価される判例が複数ある一方で、未だなお課題を残したと評される判例もあり、それら個々の判例について言及しながら、判例の展開の到達点と課題について論じることを期待している。</p> <p>問題5は、いわゆる公権力発動要件欠如説と、判例のとり職務行為基準説の相違について、両説によって公権力の行使の違法性に関する判断の結果が異なり得る場合を想定しながら両説の相違がどのような点にあるのかを示し、批判の対象とされることもある職務行為基準説についての評価や課題について論じることを期待するものである。</p> <p>&lt;出題意図&gt;</p> <p>問題1から問題5のなかから2つの問題を選択して答えることを求めたが、いずれも学部段階で取り上げられる典型的な論点であり、重要判例を挙示することも困難ではないと</p>	

考えられる。大学院での研究遂行の前提となる学部段階での学修の到達度を確認することを意図している。